

地方消費税率の引上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、さらに令和2年10月1日に8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度東庄町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	104,815 千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	545,438 千円

(社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費)

【単位:千円】

区分	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国・県支出金	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉 (障がい者、障害児等)	699,332	460,540	3,310	235,482	45,252
社会保険 (国保、介護保険等)	350,984	64,633	0	286,351	55,027
保健衛生 (予防接種、医療費助成等)	65,401	10,843	30,953	23,605	4,536
歳出合計	1,115,717	536,016	34,263	545,438	104,815

各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分